

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和 8 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まります。旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

なお、北海道共同募金会に関する報道につきまして、皆さまに大変なご心配をおかけし大変申し訳ございません。旭区支会としましても大切な募金をお預かりする立場として、なお一層の管理体制の徹底に努める所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】資材調査へのご回答をお願いいたします。

2 単位会長の皆様への依頼内容

次の書類（以下 4 種類）が入った封書を、各自治会町内会長あてに郵送いたします。

（1）各自治会町内会長あて封書内容

①自治会町内会長あて依頼文

②令和 8 年度 戸別募金関連資材調査

③令和 8 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

④返信用封筒

（2）調査の提出期限

【受付期限】令和 8 年 7 月 15 日（水）

【提出方法】FAX または返信用封筒（切手不要）メール、下記 Web フォームへのご回答にてご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

（3）資材発送日 令和 8 年 9 月下旬（予定）

以下の二次元コードからも
回答を受け付けています。



【事務局】共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

電 話：392-1123 / F A X：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

各自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 内田 裕朗

令和 8 年度共同募金運動資材調査について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より共同募金運動の実施に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まります。旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

つきましては、募金運動実施にあたり、資材に関する調査へのご協力をお願いいたします。

なお、北海道共同募金会に関する報道につきまして、皆さまに大変なご心配をおかけし大変申し訳ございません。旭区支会としましても大切な募金をお預かりする立場として、なお一層の管理体制の徹底に努める所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 依頼内容

『令和 8 年度 戸別募金関連資材調査』のご提出をお願いいたします。

(1) 各自治会町内会長あて封書内容

- ①本状
- ②令和 8 年度 戸別募金関連資材調査
- ③令和 8 年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明
- ④返信用封筒

(2) 調査の提出期限

【受付期限】令和 8 年 7 月 15 日（水）

【提出方法】FAX または返信用封筒（切手不要）メール、下記 Web フォームへのご回答にてご連絡ください。

※ご提出のない場合は、各自治会町内会長あてに昨年度と同数の資材をお送りさせていただきますので、ご了承ください。

(3) 資材発送日

令和 8 年 9 月下旬（予定）

以下の二次元コードからも
回答を受け付けています。



【事務局】共同募金会旭区支会（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

電 話：3 9 2－1 1 2 3 / FAX：3 9 2－0 2 2 2

メー ル：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和8年7月15日(水)までにご回答をお願いします。

【送付先】共同募金会旭区支会 担当：菊地（きくち）・長谷川（はせがわ）

FAX：045-392-0222 Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

※右記二次元コードよりWebフォームからご回答いただくこともできます。



NO.《No》 《自治会・町内会》

記入者名： 連絡先：

令和8年度 戸別募金関連資材調査

1. ①資材希望数について 変更なし ・ 変更あり※変更部分のみご記入ください。
②資材送付先について 変更なし ・ 変更あり※以下に送付先をご記入ください。

2. 希望する資材数（変更部分のみご記入ください）

No.	配布内容	前年度送付数	今年度希望数
自治会町内会用			
1	募金用（郵便局）払込用紙	《払込用紙》枚	
2	PR用ポスター（掲示板用）	《掲示物》枚	
班長・組長様用			
3	戸別募金（封筒募金）の取り扱いについて	《班数》枚	
4	委嘱状・ボランティア証	《班数》枚	
各世帯配付用			
5	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯配布用）	《希望数》枚	
6	募金専用封筒（希望数）	《希望数》枚	
その他（ご希望があればご記入ください）			
7	赤い羽根（1シート100本）（希望数）	《希望》シート	
8	ありがとうステッカー（1シート12枚）（希望数）	《希望》シート	
9	領収書（1冊50枚綴）（希望数）	《希望》冊	

3. 資材配送先（選択・ご記入ください）

※未記入の場合は、前年度送付数と同数を自治会町内会長宅あてにお送りさせていただきます。

①自治会町内会長宅

※令和8年7月1日時点の旭区役所地域振興課の名簿に基づき、送付を予定しています。

②その他（以下に送付先をご記入ください）

住所	〒 旭区
宛先 （氏名等）	
電話番号	

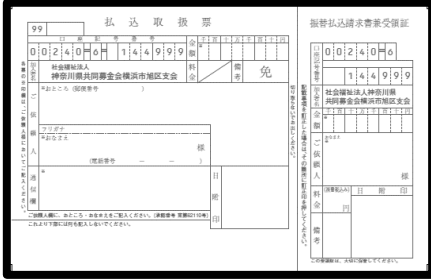
ご協力いただきありがとうございます。

令和8年度 共同募金運動（戸別募金）専用資材についてのご説明

（※一部の写真は昨年度以前のものです）

①募金用（郵便局）払込用紙
集められた募金を送金する際にご使用いただく払込用紙（青色）です。

※各種手数料はかかりません。



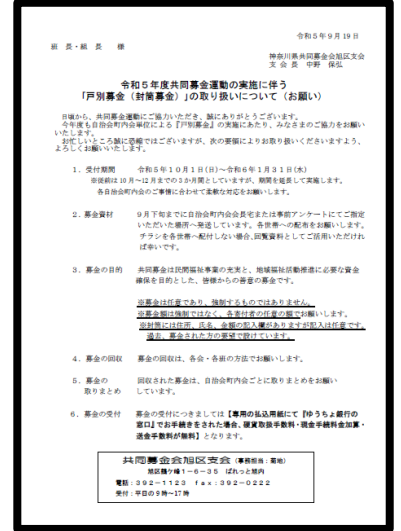
②PR用ポスター

共同募金運動の実施を呼びかける際に使用する、掲示板に掲示するためのポスターです。



③個別募金（封筒募金）の取り扱いについて

戸別募金の取り扱いについて記載した案内書類です。



④委嘱状・ボランティア証

各世帯に募金を依頼する際に携帯する、ボランティアの証明書です。



⑤共同募金のお願い【あさひだより】

各世帯の皆様へ共同募金へのご理解を深めていただくためのリーフレットです。



⑥募金専用封筒

各世帯に配布し、募金をお入れいただくための封筒です。



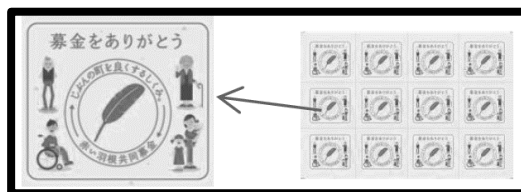
⑦赤い羽根

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート100本入り）



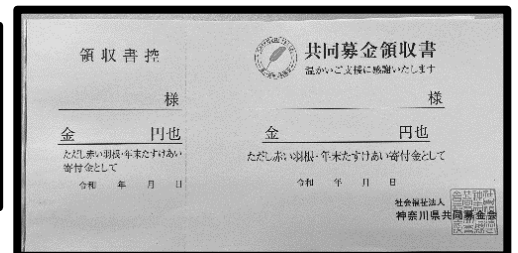
⑧ ありがとうステッカー

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする、共同募金のシンボルです。（1シート12枚入り）



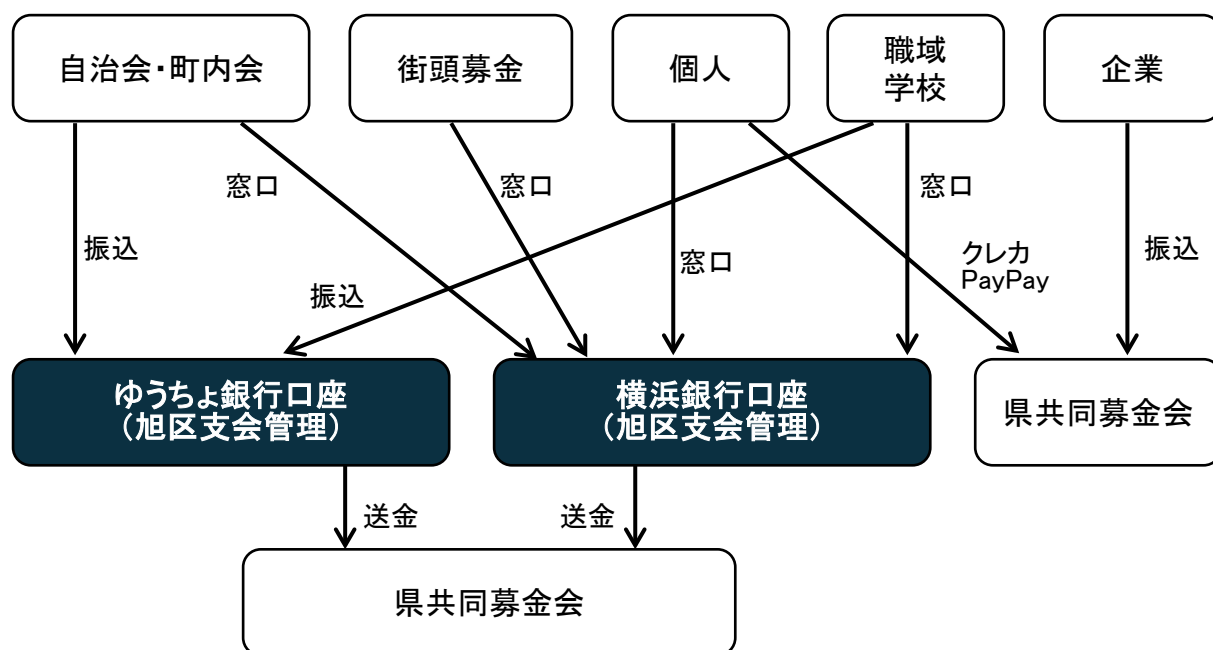
⑨領収書

募金いただいた方のうち、希望される方にお渡しする領収書です。（1冊50枚綴）



共同募金会旭区支会における募金管理体制について

(1) 募金の流れ



(2) 入金・送金時のチェック体制

1-1 窓口での受付時

- ・必ず職員2名以上の体制で金額を確認し、領収書を作成、お渡ししています。
- ・お預かりした募金はすぐに金庫に入れます(入庫時に『現金出納簿』に記入し2名でチェック)。7日以内に横浜銀行口座へ移します。
- ・毎日金庫内の現金額を確認し、職員・管理職2名でチェックします。

1-2 横浜銀行口座への入金時

- ・金庫から出す際は2名で確認します(出庫時に『現金出納簿』に記入し2名でチェック)。

2 振込用紙を利用時の受付時

- ・直接ゆうちょ銀行口座に振込されます。
- ・県共同募金会へ送金するまでは移動しません。
- ・各自治会町内会様よりお送りいただいた額についてはゆうちょ銀行からの記録を元に確認しています。

3 県共同募金会への送金時

- ・送金は11月末、3月末時点の募金を全額送金しています。ゆうちょ銀行口座、横浜銀行口座から直接県共同募金会の指定口座へ振込を行います。

4 会計処理

- ・窓口受付時、振込受付が発生した時点で収入伝票を作成、また県共同募金会への送金時についても伝票を作成し複数名でチェックしています。
- ・毎月試算表を作成し、月末時点での募金残高等について複数名でチェックしています。